



生産活動シート 記入方法と確認点 (解説資料)

令和 7 年 3 月

株式会社インサイト



目次

1	はじめに	2
(1)	背景とねらい.....	2
(2)	生産活動シートとは.....	3
2	記入例とチェックポイント.....	4
(1)	事業所概要.....	4
(2)	生産活動内容	5
(3)	生産活動収支の状況	6
(4)	生産活動収入の内訳構成等	6
(5)	生産活動等の支出内訳.....	7
(6)	余剰金が▲(マイナス)の場合	7
(7)	訓練等給付費総額.....	8
(8)	雇用関係の助成金等(A 型のみ)	8
【参考】	月次損益計算書換算表による点検.....	9
(9)	結果の見方・考え方	11
【参考】	生産活動シートの活用イメージ	11

1 はじめに

(1) 背景とねらい

就労継続支援A型事業者(以下「A型」という。)は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定基準」という。)第192条第2項において、「生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない」とこととされている。また、就労継続支援B型事業者(以下「B型」という。)においても、A型と同様に、「指定基準」第192条第6項を準用しているところである。

しかし、A型においては利用者の賃金を安定的に支払えるだけの生産活動を確保していなかったり、利用者の知識・能力を向上させる支援や工夫等を行わない等により、生産活動収支が利用者に支払う賃金以下となり、自立支援給付費を利用者の賃金に充てるといった不適切な事例もある。

また、B型においても工賃を生産活動収入から支払わず、自立支援給付費等から補填するなど、不適切な事例が見られる。そのような状況に加え、B型は、近年、事業所数の増加や生産活動の多様化等により、指定権者が管轄事業所の実態や適切な運営ができているか等をどのような観点で確認すればよいかわかりづらいといった課題が指摘されている。

令和6年度推進事業の調査において、A型及びB型の実態把握等を行った結果や、同事業の有識者から就労継続支援事業所の運営状況を把握する際の基本的な考え方や留意点等に関する意見を集約した。その結果を踏まえ、就労継続支援事業所における生産活動等の実態把握を効率的に行うことを目的とした「生産活動シート」を作成した。

この生産活動シートは、指定権者による事業所の実態把握を支援することだけに留まらず、就労継続支援事業所が、自事業所の運営方針や生産活動の改善方法等を検討する際にも役立つものである。その記入方法と確認方法について整理する。

(賃金及び工賃)

第百九十二条 指定就労継続支援A型事業者は、第百九十条第一項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

3 指定就労継続支援A型事業者は、第百九十条第二項の規定による利用者(以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。)に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

4 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

5 第三項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。

6 賃金及び第三項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

<資料:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準>

(2) 生産活動シートとは

生産活動シートは、事業所が行う生産活動の主要な会計状況等を把握できるようにすることを目的に開発した。

本シートを用いることで、その事業所の生産活動の内容や収入、経費、指定基準の遵守状況等が簡便に確認できる。本シートの結果を踏まえ、事業所の特徴や課題点等を把握し、より詳細な分析と改善策の検討、運営指導や監査等に役立てていただきたい。

2 記入例とチェックポイント

(1) 事業所概要

<チェックポイント>

① 定員に対する利用契約者数を確認する

- ・ 定員に対する利用契約者数を確認するのは、実際の稼働状況を確認するためである。
- ・ なお、ここで記入するのは「数字」のみで、単位等は記入しないように指導する（後述の月額損益計算書換算で使用するため）。

【定員に対して利用契約者数が多い場合】

- ・ 1日平均利用者数を追加で確認する。
- ・ 施設内・施設外で働いている人数を概ね把握する。
→どのようなユニットが、どこでどのような作業をしているのかをイメージする

【A 型】

1. 事業所概要

法人名	一般社団法人AAA		
事業所番号	1234567890		
事業所名	A型事業所ABC		
事業所所在地	大阪府大阪市		
指定年月日	2020年4月		
利用定員	20		
令和○年4月1日時点の登録者数	18		
基本報酬区分	三		
スコア点数	130点		
経営改善提出状況	前年度	☐ 提出あり	☒ 提出なし
	前々年度	☐ 提出あり	☒ 提出なし
	前々々年度	☒ 提出あり	☐ 提出なし

【B 型】

1. 事業所概要

法人名	一般社団法人AAA		
事業所番号	1234567890		
事業所名	A型事業所ABC		
事業所所在地	大阪府大阪市		
指定年月日	2020年4月		
利用定員	20		
令和○年4月1日時点の登録者数	18		
基本報酬区分	三		
延べ利用者数	4800		
開所日数	240		
平均工賃月額	1万5000円以上2万円未満		
報酬体系（従業員配置）	従業員配置6：1以上		
目標工賃達成指導員の配置	配置あり		

(2) 生産活動内容

<チェックポイント>

- ① 主な生産活動を把握する
 - ② 主な生産活動の一般的な単価を把握する
 - ③ 生産活動による収入の根拠資料を提出させる
- ・ 主な生産活動を把握する。なお、活動内容が1つに大きく依存している場合は、それが何らかの理由で継続できなくなったときのリスクを考えると、複数の活動で賄っている状態が望ましい。
 - ・ この表からだけでは判断できないが、作業内容に対して、単価が著しく高くないかを確認する。なお、単価計算は、支援者人時売上(支援者が1人で1時間作業したとして得られる金額)を算出して比較する。
 - ・ 生産活動による収入の根拠(契約書や別紙、請求書等、作業単価が記載されているもの)を収集して確認する。

【2. 生産活動内容】(A・B 型共通)

2. 生産活動内容

- 貴事業所が行う生産活動内容の分類をプルダウンから選択すること
- 生産活動が複数ある場合、それぞれの生産活動での収入を記載すること
- 生産活動内容に記入した金額の根拠となる資料(委託契約書や請負契約書も可)を添付すること

	分 類	施設外就労	活動内容	生産活動による収入
生産活動(1)	20.屋外清掃	○	公園清掃	9,000,000 円
生産活動(2)	33.PC作業			9,000,000 円
生産活動(3)	24.封入・仕分・発送			3,000,000 円
生産活動(4)				0 円
生産活動(5)				0 円
その他の生産活動合計				0 円
合計				21,000,000 円

(3) 生産活動収支の状況

<チェックポイント>

- ① 「2.生産活動内容」の収入合計と同額が記載されているかを確認する
 - ② 生産活動による収入の根拠資料を提出させる ※(2)③と同資料可
- ・ 上記「2. 生産活動内容」の収支合計と同額が記載されているかどうかを確認する。
 - ・ 生産活動による収入の根拠資料については(2)③と同じ資料で可とする。

【3. 生産活動収支の状況】(A・B 型共通)

3. 生産活動収支の状況

- 「金額」は手入力すること
- 「金額」には訓練等給付を含めないこと
- 記載金額を証明する資料を添付すること

項 目	金 額	結 果
生産活動収入	21,000,000 円	2.生産活動内容の収入合計と一致しています (問題なし)

(4) 生産活動収入の内訳構成等

<チェックポイント>

- ① 主要取引先を把握する
 - ② 関係会社・関連会社との関係に留意する
 - ③ 生産活動の実態があるかどうかを把握する
- ・ 主要取引先を把握する。
 - ・ その際、事業所と主要取引先との関係が関係会社・関連会社等かを把握する。
 - ・ あわせて、生産活動の実態が伴っているかどうか、日報(利用者・支援者)や請負契約等で確認する。

【4. 生産活動収入の内訳構成等】(A・B 型共通)

4. 生産活動収入の内訳構成等

- 貴事業所の売上高上位 3 位の売上高金額、取引先構成等について記入すること
- 「①取引先の法人名(企業名)」について、一般顧客に対する売上が該当する場合は、「一般顧客」と入力する
- 取引先が一般顧客の場合は、「①取引先の法人名(企業名)：一般顧客、②貴事業所との関係：関連企業等ではない、③取引先代表取締役名：なし、④取引先 全役員名：なし」と記載すること
- ※一般顧客：レストランや喫茶店、自主生産品を利用(購入)している個人の客を指す
- 「②貴事業所との関係」は、プルダウンから選択すること。関連企業等の判断は関連企業等の判断を参照すること

生産活動の売上高	売上構成比(%)	①取引先の法人名(企業名)	②貴事業所との関係	③取引先代表取締役名	④取引先 全役員名
12,000,000 円	57.1%	(株) AAA	関連企業等である	山田太郎	山田花子、山田次郎、山田三郎
6,000,000 円	28.6%	(株) BBB	関連企業等である	山田花子	山田太郎
3,000,000 円	14.3%	(株) CCC	関連企業等ではない	田中達夫	田中真由美

(5) 生産活動等の支出内訳

<チェックポイント>

- ① 生産活動にかかる支出がゼロになっていないかを確認する
- ② 「生産活動収支」を把握する
- ③ 利用者に支払った賃金・工賃総額(A型)、工賃総額(B型)を把握する
- ④ 余剰金(生産活動収入－(経費＋賃金・工賃総額))がプラスになっていることを確認する

- ・ 生産活動にかかる支出がゼロになっていないかを確認する。ゼロの場合は、本当に全て福祉会計(福祉事業としての支出)のみなのかを確認する。
- ・ ②「生産活動収支」と③利用者に支払った賃金・工賃総額を見比べ、②>③の場合は④余剰金がプラスに、②<③の場合は余剰金がマイナスになる。

【5. 生産活動等の支出内訳】(A・B型共通)

5. 生産活動等の支出内訳

項 目	金 額	備 考
生産活動に要した経費	3,000,000 円	*自動計算(入力不要)
(経費の主な内訳)		
材料費 (原材料費)	0 円	生産活動に関する当該会計年度の材料の受入高
消耗品費 (資材費)	0 円	生産活動に直接必要な消耗品で、固定資産の購入に該当しないものの消費額
燃料費	0 円	生産活動に直接必要な灯油、重油等の燃料及び自動車用燃料費
通信運搬費	0 円	生産活動に係る商品の運搬費用、販売店舗の電話代・携帯代、販売先への文書通信費等
水道光熱費	0 円	生産活動に直接必要な電気、ガス、水道等の使用料
賃賃料	3,000,000 円	生産活動に直接必要な機械器具等の賃料
減価償却費 (地代家賃リース料等)	0 円	商品・製品保管専用の倉庫に係る減価償却等、専ら生産活動に要する費用
上記以外の経費	0 円	*利用者に支払った賃金はここに含めないこと
生産活動収入から経費を除いた額 (生産活動収支)	18,000,000	*自動計算(入力不要)
利用者に支払った賃金総額 (雇用型利用者の賃金)	19,440,000 円	*体制届で報告した金額を記入 *体制届に金額記載がない場合、その他根拠書類から転記
利用者に支払った工賃総額 (非雇用型利用者の工賃)	0 円	
余剰金：生産活動収入－(経費＋賃金総額)	▲1,440,000 円	*自動計算(入力不要)
a. 工賃変動積立金 積み増し金額	0 円	*余剰金がある場合、a,bに内訳を記入する
b. 設備等整備積立金 積み増し金額	0 円	

(6) 余剰金が▲(マイナス)の場合

<チェックポイント>

- ① 余剰金が▲(マイナス)の場合、訓練等給付を原資としていないかどうかを確認する
- ・ 余剰金が▲(マイナス)の場合は、生産活動収入以外からの資金を賃金・工賃に充てている可能性があるため、詳細を確認する。

【6. 余剰金が▲(マイナス)の場合】(A・B 型共通)

6. 余剰金が▲(マイナス)の場合、下記に理由を記載してください。

--

(7) 訓練等給付費総額

訓練等給付費総額は目安で計測するものである。余剰金が▲(マイナス)の場合は、賃金・工賃に充てている可能性があるため、詳細を確認する。

【7. 訓練等給付費総額】(A・B 型共通)

7. 訓練等給付費総額

0 円

(8) 雇用関係の助成金等(A 型のみ)

同様に、A 型の場合は、労働に関連する助成金等の収入があるため、この資金の用途を確認する。

【8. 雇用関係の助成金等】(A 型のみ)

8.雇用関係の助成金等

特定求職者雇用開発助成金	0 円
雇用調整助成金	0 円
合計	0 円

【参考】月次損益計算書換算表による点検

【月次損益計算書換算】

<A 型>

<B 型>

【参考】月次損益計算書換算

(ア) 収入	1,750,000
(イ) 支出	250,000
(ウ) 収支	1,500,000
(エ) 賃金・工賃	1,620,000
(オ) 賃金・工賃カバー率	92.6%
(カ) 余剰金	-120,000
(カ)'利用者1人当たり余剰金	-6,667

【参考】月次損益計算書換算

(ア) 収入	625,000
(イ) 支出	375,000
(ウ) 収支	250,000
(エ) 賃金・工賃	450,000
(オ) 賃金・工賃カバー率	55.6%
(カ) 余剰金	-200,000
(カ)'利用者1人当たり余剰金	-11,111

- ・ 今までに取り扱ってきた(1)～(8)は、1 年間の数字である。より具体的なイメージが持てるように、1か月間の状況を把握できるように、このシートでは、自動で月次損益計算書の様式に換算できる。

項 目	概 要
(ア)収入	1 月当たりの生産活動収入
(イ)支出	1 月当たりの生産活動支出
(ウ)収支	(ウ)収支 = (ア)収入 - (イ)支出
(エ)賃金・工賃	1 月当たりの賃金・工賃総額
(オ)賃金・工賃カバー率	(オ)カバー率 = (ウ)収支 ÷ (エ)賃金・工賃
(カ)余剰金	(カ)余剰金 = (ウ)収支 - (エ)賃金・工賃
(カ)'利用者 1 人当たり余剰金	(カ)' 1 人当たり余剰金 = (カ)余剰金 ÷ 利用契約者数

- ・ ここでポイントとなる指標について、詳細を示す

➤ (ウ)収支・・・(ア)収入 - (イ)支出

これが賃金・工賃の支払原資となるので、A 型であれば最低賃金×人数分以上、B 型であれば平均工賃×人数分以上を確保できていなければならない。

※目安水準

定員を 20 人とする、

- ✓ A 型:時給 1,000 円として 1,000 円×4h×22 営業日×20 人
=1,760 千円
- ✓ B 型:平均工賃 20,000 円として、20,000 円×20 人
=400 千円

程度は必要となる。

- (オ)賃金・工賃カバー率…(オ)カバー率=(ウ)収支÷(エ)賃金・工賃
賃金・工賃カバー率とは、(ウ)生産活動収支で、今支払っている(エ)賃金・工賃総額をどの程度賄えているのかを示す指標である。賄えている場合は100%以上となるが、賄えていない場合は100%未満になる。

その上で、どの程度足りていないのかを確認することが必要である。全事業所の報告数字を並べて比較することで、どの程度の位置にあるのかも確認できる。

※目安水準

- ✓ 100%以上 :良好
- ✓ 90%~100%未満:やや足りない
- ✓ 80%~90% :足りない
- ✓ 80%未満 :かなり足りない

- (カ)'利用者1人当たり余剰金…(カ)余剰金÷利用契約者数

この金額がマイナスになる場合は、指定基準第192条、第201条、第202条、第205条の基準を遵守していない可能性が考えられる。特に、B型の場合は、この(カ)'利用者1人当たり余剰金額が当該事業所の平均工賃月額を跨ぐ程ある(5千円 or 10千円)場合は、自立支援給付費を増額している可能性が考えられる。

※目安水準

- ✓ A型:時給1,000円として1,000円×4h×22営業日
÷80~90千円程度だとして、その割合
- ✓ B型:
△10,000円以上 …基準を大幅に遵守していない可能性がある
△5,000円以上 …基準を遵守していない可能性がある
△(マイナス) ……基準を遵守しているか疑わしい可能性がある

(参考)【就労継続支援B型報酬単価】(定員20人以下)

平均工賃月額	単 位
45千円以上	837
35千円以上 45千円未満	805
30千円以上 35千円未満	758
25千円以上 30千円未満	738
20千円以上 25千円未満	726
15千円以上 20千円未満	703
10千円以上 15千円未満	673
10千円未満	590

<資料:就労継続支援B型報酬単価(R6.4)>

(9) 結果の見方・考え方

本シートは、「事業所運営に問題等がある可能性を検知すること」、「誰でも簡便に使えること」をコンセプトとして開発した。確認対象を問題の有無の検知することに絞っていることから、生産活動内容や会計状況の詳細状況までは含まれない。そのため、生産活動シートのみをもって判断することがないよう留意いただき、必要に応じて、根拠書類や聞き取り、実地等による確認によってより詳細な情報を確認いただきたい。

【参考】生産活動シートの活用イメージ

生産活動シートの活用場面をイメージできるように、実際にあった2事例を用いてシート活用におけるポイントを解説する。

<事例の特徴>

下記2事例はいずれも、生産活動収入以外の資金によってA型スコアの「(Ⅱ)生産活動」の得点やB型における平均工賃月額を押し上げている。

① 生産活動収入以外から資金補填をして、A型：賃金支払(生産活動収支－賃金の黒字化)の達成やB型における高工賃を支払うケース

- 例えば、自立支援給付費や他事業から得た収入等を用いて、賃金・工賃の支払いに充てている場合。

② 生産活動を伴わずに、不当な生産活動収入を得ているケース

- 例えば、親会社・親会社等・関係会社・関連会社等に資金を入れ、その後生産活動は伴っていないのに、生産活動収入として計上させている、または通常の作業単価とはかけ離れた高単価での取引となっている場合。
- これは、架空取引^{※1}、ないしは循環取引^{※2}と見なされ、不正会計に該当する可能性が考えられる。
- なお、これらを確認するためには、生産活動シート以外にも、作業単価の妥当性を類似サービスと比較したり、日報(利用者・支援者)確認、ヒアリング等を通じて、生産活動の実態を確認したりすることも必要である。

※1:架空取引・・・取引の実態がないにも関わらず、取引を行ったように見せかける会計上の処理。

※2:循環取引・・・複数の企業が共謀して商品や役務の提供を繰り返すことで取引が存在するかのように仮装し、売上や利益を水増しする行為。

以上